

平成23年度 事業計画書



社会福祉法人元気の里とがち

法人本部事務局

グループホーム元気の里（おとふけ）

グループホーム元気の里さらべつ

グループホーム元気の里おびひろ

グループホームひびき野

社会福祉法人元気の里とち事業計画書

1、理事長挨拶

日本及び国民は高福祉低負担を求め、現体制のまま持続していけば時代を担う子供たちにまで多額の借金を負担させることとなります。その金額約 900 兆円。その借金は1年間で約 30 兆円以上増加し、国民1人当たりで換算すると 700 万程と試算されています。

3月11日に起きた東北大震災での甚大な被害により、消費税議論が再加熱しています。20兆円規模で復興に必要な財源を確保する必要があり、又、80兆円を超える社会保障費の問題を解決するためにも消費税増税構想が浮上しています。

震災により大勢の認知症高齢者が被害を受け、グループホームの仮設住宅が建設開始されました。しかし、利用者及び介護者の心の傷は消すことは出来ません。

震災時、介護スタッフは必死に利用者を守りました。それは自分の命をも犠牲にする覚悟での戦いでした。結果、全員を救う事が出来なかった事を責め、心の病に陥る方、介護職を去っていった方も少なくないと聞いています。

復興に向けた財源確保の方法が、仮に消費税増税にしかないのであれば、社会福祉法人元気の里とちはNOとは言える立場ではありません。

それは、復興財源及び社会保障費を整理いただくと共に、心の傷を負った多くの遺族や介護者へのカウンセリングやソーシャルワークを通して、1日も早い復帰を望むからです。

社会福祉法人元気の里とちは、これからも震災にあわれた方達に継続した支援を行いたいと考えています。

2、社会福祉法人元気の里とちの平成 23 年度事業計画書の考え方。

当法人は平成 23 年 4 月 1 日に産声を上げた社会福祉法人です。通常の実業計画とは法人本部・各事業所ごとに企画・立案され、その目的に沿った計画が実施されたかどうかを年度末に事業報告書という形で報告する事が通常の流れだと考えています。

しかしながら、事業計画の素案を理事会で報告する為には平成 23 年 3 月末までの完成が必要だった事、平成 23 年 3 月末には社会福祉法人元気の里とちは設立していなかった事等から、平成 23 年度に限っては法人事務局が全体の事業計画書を作成し、平成 23 年度・第二回理事会で提案をいたしました。従って各事業所の細かな事業計画については平成 24 年度からとなります事をご了承ください。

3、社会福祉法人元気の里とちの理念

社会福祉法人元気の里とちは、平成 23 年 4 月 1 日に各関係者のご理解の元、無事法人格を取得する事ができました。この法人はNPO法人からの事業を引き続き継続していきます。新たに法人の理念を作成し、この3つの理念に向かい民間社会福祉事業を充実させてまいります。

法人の理念

“利用者満足”

“尊厳の保持”

“個別ケアの充実”

・その壱 “利用者満足”

企業に求められているもの、それは「顧客を 100%満足させる事」であり、それ以上でも、それ以下でもない。

社会福祉法人元気の里とかちの全ての利用者が 100%満足いただけるサービスを提供する事こそが私たちの与えられた使命だと考えています。

・その弐 “尊厳の保持”

介護保険法や虐待防止法では、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種制度が設けられている。

社会福祉法人元気の里とかちは常に利用者の立場に立ち、ソーシャルインクルージョンを実践します。

※ソーシャルインクルージョン＝包括的社会・包含的社会と訳され、2000年12月に厚生労働省でまとめられた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」には、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う、ソーシャルインクルージョンの理念を進めることを提言している。ここではノーマライゼーションを更に進めた理念であると解釈している。

・その参 “個別ケアの充実”

全ての施設の全ての援助者は、一人ひとりにあったケアを実践してきたはずである。ただ、それは本当に利用者本位、利用者中心の考えに基づいたものだったのだろうか。

社会福祉法人元気の里とかちはエンパワメントアプローチを展開し、利用者のニーズがキャッチできる援助技術を磨きます。

※エンパワメントアプローチ＝「差別・偏見などの対象となり本来有している力を発揮しきれない状態にある人々に対して、その力を引き出す援助技法」である。1976年、米国のソロモンが差別・偏見を経験する黒人に対する援助実践の枠組みとしてこの概念を提示した事から始まった。自ら問題解決を図るアプローチの方法である。

4、法人本部事務局の事業計画

法人本部に勤務する役職員は常勤 2 名、非常勤 3 名ですが、常時事務部門を担当している職員は 2 名です。

法人本部事務局は、以下の取組を重点的に行います。なお、下記の目標は平成 23 年度の短期目標のみならず、中期(5 年)・長期(10 年)目標として実施していきます。

- (Ⅰ) 理事会及び監事へ現状を報告し、適正な法人運営を行います。
- (Ⅱ) 将来ビジョンを見据えた事業の拡大に取り組みます。
- (Ⅲ) 法人本部の組織体制を強化します。
- (Ⅳ) 施設の継続性、安定的経営を行うため収益性の確保や向上を目指します。
- (Ⅴ) 各事業所の更なる信頼度を上げる取組を行います。
- (Ⅵ) 苦情相談窓口を徹底し、問題解決に努めます。
- (Ⅶ) 法令遵守を徹底し、利用者の人権を守ります。
- (Ⅷ) NPO 法人から使用している法人各種規定を再確認し新たな規定に取り組みます。
- (Ⅸ) 専門家を交えた人事考課制度の検証を行います。
- (Ⅹ) 地域とのつながりを更に深める活動を充実させます。

その他

- ・ I T を活用した事務の効率化を更にすすめます。
- ・ 各種補助金を活用した情報収集を行います。
- ・ 福利厚生 of 充実を検討します。
- ・ ホームページや新聞等を使った P R 活動に力を入れます。
- ・ NPO 法人 TEAM とかちの事業開始に協力します

I 理事会の運営

5 月、10 月、3 月の定例理事会及び臨時理事会を通して重要案件を審議します。役員 10 名、監事 2 名の計 12 名で構成され、医療関係職・福祉関係職・学識経験者・会計関係職の各専門職が参加しています。事業計画や事業報告、予算や決算、契約や定款、各種法人規程、事業所運営等に関する審議、監査を行います。

II 事業展開の展望

今後も“地域に根差した福祉を創る”をキャッチコピーに介護保険の地域密着型事業を展開していきます。事業展開に関する重点項目は以下のとおりです。今年度は更別グループホームの実施設設計委託が予定されています。

① 老朽化した「グループホーム元気の里さらべつ」の改築計画を実施します。

平成 24 年度の改築に向け更別役場と連携し、2 ユニットグループホーム及び地域交流スペース、家族宿泊室を整備します。又、本格的なターミナルケア対策に向けて特浴(中間浴槽)を設置します。総面積は 850 m²程度、平成 23 年度実施設計・平成 24 年度着工し、24 年度末の完成むけて協議を継続していきます。

② 老朽化した音更グループホーム

現在、第 5 期音更町介護保険事業計画で改築出来るよう音更町に要望書を提出しています。計画は 2 ユニットグループホームでの要望書を提出しています。

平成 25 年～26 年の改築を目指し更なる要望書を提出していきます。

③ 帯広グループホームの移転計画

平成 30 年度に賃貸契約が終了します。1 ユニットグループホームの経営には限界があり、スケールメリットを生かした複合型施設を検討していきます。

④ 小規模特養の建築に向けて

高齢者事業の最終ビジョンとして地域密着型小規模特別養護老人ホーム(定員 29 名)の建築を果たしたいと考えます。

⑤ 児童福祉分野の参入

保育福祉事業を具体化し、託児所や学童保育事業の児童福祉分野参入を目指します。

Ⅲ 法人本部の組織体制の強化

法人本部事務局で行う業務は、各事業所の問題を掌握・調整等行う現業業務、企画・運営・庶務・経理を行う事務業務に大きく分類されます。

今後は事務部門と現業部門、それぞれに責任者を定め業務の効率化をすすめます。

理事会運営はもちろんのこと、事業拡大に向けた取組、企画書の作成、行政との交渉、職員給与、通常の経理業務等、全てにおいて事務量が増加しています。又、社会福祉法人設立による行政への書類提出作業が複雑になり、今後もそれらの業務は継続されます。

Ⅳ 健全な施設経営

収入面では、全グループホームの年間稼働率 97%の安定を目標に利用者の確保をはかります。

また、支出面では 1 万円を超える全ての購入に対し法人事務局への報告を徹底します。更に理事会において各事業所勤務表、業務日誌、行事計画等の各種記録を精査、あわせて系列以外の事業所との情報交換を行い適切な人員配置を検証します。

V 事業の信頼性

法人が経営する事業は公的サービスの趣旨のもと法令順守は絶対です。適正な法人運営を行う為、各事業所間でのチェック体制は勿論の事、法人本部での再確認、理事会及び監査による管理体制の強化を行います。

VI 苦情相談窓口

利用者及び家族から苦情がある場合、適切な人材や適切な第3者機関と連絡が出来るよう、事業所の見える場所に周知されているか等を確認します。

VII 人権に対する考え

高齢者の虐待や高齢者の自殺、同業者による施設内虐待も増加しています。職員は、その行為自体が虐待だと気づかない場合もある事から虐待に対しての研修会等を企画し、更には高齢者のみならず、児童・母子・障がい者の人権に対する考えも学習していきます。

VIII リスク管理

認知症の離設や疾病管理、日常の健康管理の不注意等、安全管理に対する考え方を再認識し、ヒヤリハットの収集や分析も同時に行い、利用者が安心して施設を利用いただける環境を作ります。

IX 人事管理

専門家を交えた人事考課制度の見直しを行い、職員のやる気が引き出せる体制を作ります。

X 地域との連携

地域密着型の福祉サービスを展開している”元気の里とかち”が担うべき役割は非常に大きいと考えています。少子高齢化が進行する市町村において、きめ細やかなサービスを行政に求めても限界があります。地域に暮らす方達との交流等をとおして高齢者世帯・独居世帯・障がい者世帯・母子世帯等を把握し、安否確認や地域のよろず相談所を目指します。

5、全事業所の事業計画

社会福祉法人元気の里とかちが経営する事業所は、認知症対応型グループホームの4事業所5ユニット合計4事業所が3市町村にまたがり事業を行っています。

I 事業所の概要

	事業所名	定員	開設年月日	開設市町村
1	グループホーム元気の里（おとふけ）	9人	平成12年12月	音更町
2	グループホーム元気の里さらべつ	9人	平成14年4月	更別村
3	グループホーム元気の里おびひろ	9人	平成14年12月	帯広市
4	グループホームひびき野	18人	平成22年3月	音更町

※グループホーム元気の里さらべつは平成24年度に定員18人とし地域交流サロンを併設した複合型施設となる予定。

II 基本方針

全ての事業所がNPO法人から事業を継承している事から、運営の基本は完成されているものとする。しかしながら、より公共性の高い法人格を選択した事による社会の期待度は益々大きくなるものと考えられ、時代をリードする事業所運営が必要とされています。

社会福祉法人に与えられている使命を全職員が理解し、個々に学習すると共に、各事業所の問題点を洗い出し計画的な改善に取り組めます。

III 事業計画

(1) 事業者理念の再認識を図る。

事業所開設以来一度も変更されなかった事業所理念の再確認をし、職員一人ひとりが初心に戻り業務の再点検を行います。

1. ご利用される方をありのままに受け入れ一人ひとりの時間が持てるように努めます。
2. 暖かく元気の詰まった家庭をみんなで作ります。
3. ご利用される方の出来る事、出来ない事を見極め活力ある生活を送れるようにお手伝いします。

(2) 各種日課や行事、介護計画の見直し

行事計画やレクリエーション計画、介護計画の見直しを行います。

誕生会や季節の行事、その他の行事計画は利用者が期待する以上の効果をもたらしているか。時にそれは職員の満足のみであり利用者の尊厳は守られているか。介護計画書も同様、本人の持つ力を発揮できるような計画か。全ては法人理念及び事業所理念にある個々のニーズに対応できる企画・立案がなされているかをあらためて検証します。

(3) 事業所内の情報共有の徹底を図る。

介護職の勤務は交代制であり、情報を共有する仕組みが必要となります。疾病、入通院、

面会、介護計画、ADL等。どの情報が欠けても利用者の生命に関わる問題と直面します。各種記録内容の確認は当然の事、「報告・連絡・相談」の『報連相』を徹底し情報の共有を密にします。

(4) 職員それぞれのスキルアップを図る。

新卒や業務経験者など、介護者の技術力及び経験値は様々です。職場内研修の参加・職場外研修の参加を行い、個々のスキルアップを図ります。又、職員が自主的に行っている各種検討委員会の取組を今後も継続、高く評価し、企画する・検討する・報告する等、職員の考える力を強化しながらモチベーションを高めます。

(5) 事故防止・身体拘束廃止の徹底。

上記、職場内研修や職場外研修を開催し「事故防止・身体拘束廃止」による検討委員会につなげていきます。各事業所に備え付けている離設時の緊急対応マニュアルが本当に機能するかをシュミレーションし、見直しを図ります。

(6) 利用率の確保。

全ての事業所において対前年度率増加を目標に取組ます。グループホームでは退居・入居による空きベッドの日数を作らず利用者の確保が図れるよう努力していきます。

6、特定非営利活動法人TEAMとかちの事業運営

“特定非営利活動法人元気の里とかち”は“特定非営利活動法人TEAMとかち”へと改名し、社会福祉法人や行政が出来ない隙間を埋める事業を行う予定です。福祉有償車両や福祉相談事業所。低所得者向けの交流スペースや低所得者向けの宿泊所。子供福祉や障がい者福祉事業。その他、様々な提案が集まっていますが、採算性を考えた場合、行政や会社からの補助金や寄付金を頼らざるを得ない状況です。具体的な事業計画は平成24年度以降となります。